

次点事業者について（案）

_____は変更箇所

現 行	変 更 後
<p>吹田市民営化保育所（藤白台保育園）移管先募集要領（案）</p> <p>P4</p> <p>6 審査等</p> <p>(1) 移管先の審査は、事業主体としての継続性や安定性等を総合的に勘案するとともに、保育所運営に関する条件を満たし、保育内容を継続・向上できるかどうかを別紙「移管先選定に係る審査項目」に沿って以下のとおり吹田市民営化保育所移管先選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において審査します。</p> <p>ア 書類審査</p> <p>提出書類の審査を行います。応募多数のときは、書類審査により事業者数を限定することがあります。</p> <p>イ 実地調査及び面接調査</p> <p>応募事業者が現在運営している保育所等への視察及び面接による審査を行います。面接時に審査項目について応募事業者から企画提案を受けることとします。</p> <p>ウ 最終審査</p> <p>提出書類、実地調査及び面接調査を総合的に判断し、選定委員会 が、移管先を選定します。</p>	<p>吹田市民営化保育所（藤白台保育園）移管先募集要領（案）</p> <p>P4</p> <p>6 審査等</p> <p>(1) 移管先の審査は、事業主体としての継続性や安定性等を総合的に勘案するとともに、保育所運営に関する条件を満たし、保育内容を継続・向上できるかどうかを別紙「移管先選定に係る審査項目」に沿って以下のとおり吹田市民営化保育所移管先選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において審査します。</p> <p>ア 書類審査</p> <p>提出書類の審査を行います。応募多数のときは、書類審査により事業者数を限定することがあります。</p> <p>イ 実地調査及び面接調査</p> <p>応募事業者が現在運営している保育所等への視察及び面接による審査を行います。面接時に審査項目について応募事業者から企画提案を受けることとします。</p> <p>ウ 最終審査</p> <p>提出書類、実地調査及び面接調査を総合的に判断し、選定委員会 が、移管先を選定します。<u>また、選定事業者に次いで高い評価を得た事業者を次点事業者とします。なお、次点事業者の資格は移管実施日の1年半前までとします。</u></p>